

「山口県デジタルツイン推進事業」実施に係る企画・運営等業務 公募型プロポーザル応募要項

1 目的

この要項は、「『山口県デジタルツイン推進事業』実施に係る企画・運営等業務」を委託する者を選定するための公募型プロポーザルについて必要な事項を定める。

2 主催者

一般財団法人山口県デジタル技術振興財団

3 業務の概要

(1) 業務の名称

「山口県デジタルツイン推進事業」実施に係る企画・運営等業務

(2) 業務内容

別添仕様書のとおり

(3) 業務期間

契約締結の日から令和6年3月31日まで

(4) 委託費の上限額

10,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）

4 参加資格

この手続に参加できる者は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項又は第2項に規定する者でないこと。

複数者が連携した提案も可とし、その場合、代表が申請者となること。申請者は上記の要件を満たした上で、当該複数者間で業務分担を整理した資料を提出すること。また、単体企業として参加表明書を提出し、途中で複数者との連携に変更することや、複数者との連携として参加表明書を提出し、途中で構成員を変更することや単体企業としての参加に切り替えることはできない。

5 参加表明書の提出

この手続への参加を希望する者は、「参加表明書」（様式1）を提出すること。

提出期限	令和5年6月16日（金）午後5時まで（必着）
提出方法	電子メール送信によることとし、送信後に必ず電話で受信の確認を行うこと。
提出先	一般財団法人山口県デジタル技術振興財団（山口市熊野町1-10） TEL:083-921-1125 E-mail: npy001@stellar.meon.ne.jp

6 本要項に関する質問

本要項に関する質問があれば、質問書（様式2）を提出すること。

提出期限	令和5年6月16日（金）午後5時まで（必着）
提出方法	電子メール送信によることとし、送信後に必ず電話で受信の確認を行うこと。
提出先	一般財団法人山口県デジタル技術振興財団（山口市熊野町1-10） TEL:083-921-1125 E-mail: npy001@stellar.meon.ne.jp
備考	<ul style="list-style-type: none">回答は、令和5年6月19日（月）までに、個別の質問の場合を除き、参加表明書を提出した全ての者に対して行うものとする。なお、当該回答は、この要項、仕様書等を追加又は修正したものとして扱うものとする。

7 提案書等の作成

（1）提案書（様式任意）

① 企画提案者は、別添仕様書記載の業務に係り、以下の事項について提案すること。
なお、追加提案を記載する場合は、貴社が提示する見積の範囲内で実施すること。

NO	区分	内 容
1	提案概要	<ul style="list-style-type: none">●提案コンセプト、業務実施における基本的な考え方等
2	実施計画	<ul style="list-style-type: none">(1) 実施プログラムの企画、実施<ul style="list-style-type: none">●プログラムの目的および内容に関する提案●プログラム実施に関する役割、手法に関する提案●プログラムの効果検証に関する提案●プログラムの継続的な展開に関する提案(2) 環境整備<ul style="list-style-type: none">●プログラムで使用する資料や教材に関する提案●プログラムの実施に関するネットワーク、機器等実施環境に関する提案●効果的なプログラムの実施に資する機材やツール、各種用具等に関する提案(3) その他<ul style="list-style-type: none">●実施成果の地域における継続・拡大に関する提案●地域におけるデジタルツインの推進に関する提案
3	実施体制	<ul style="list-style-type: none">●業務を効率的に実施するためのプロジェクト体制等
4	実施スケジュール	<ul style="list-style-type: none">●令和5年度における実施スケジュール
5	業務実績	<ul style="list-style-type: none">●過去3年以内における類似案件の実績等
6	追加提案	<ul style="list-style-type: none">●自社の優位性を活かした独自の追加提案

② 体裁は原則A4版とし、10部（電子メールの場合は1部）提出すること。

(2) 参考見積書（様式任意）

- ① 企画提案に係る算出根拠がわかるように、わかりやすく区分した見積書を作成すること。
- ② 消費税及び地方消費税を含むこと。
- ③ 任意様式で1部提出のこと。

(3) 会社概要（様式任意）

- ① 所在地や資本金、主な事業内容、従業員数など会社の概要が分かるものとすること。パンフレット等、既存のもので可。
- ② 10部（電子メールの場合は1部）提出のこと。

8 提案書等の提出方法

提出書類	7に掲げる書類一式
提出期限	令和5年7月3日（月）午後1時まで（必着）
提出方法	持参、郵送又は電子メールによること。 ※ 電子メールで提出する場合は、送信後に必ず電話で受信の確認を行うこと。
提出先	一般財団法人山口県デジタル技術振興財団 〒753-0077 山口市熊野町1-10 TEL:083-921-1125 FAX:083-921-0700 E-mail: npy001@stellar.meon.ne.jp
備 考	<ul style="list-style-type: none">・ 提案を提出するのは、1者につき1提案とする。・ 提出した書類は返還しない。また、提出期限後の書類の追加、修正等は認めない。・ 提案書は、本公募型プロポーザルの選定業者を決定するものであり、業務実施に当たっては、選定業者の提案書を基にして主催者と協議を重ねて実施するものとする。・ 電子メールで提出する場合はPDF形式とすること。また、本財団で印刷する際、色彩等のイメージが変わってしまう可能性があるので留意のこと。

9 審査・選定方法等

(1) 審査方法

本業務に係る審査委員会が、委託費の上限額の範囲内の見積金額を提示した各社の提案書について、プレゼンテーションを実施した上で最優秀提案者を決定する。

(2) 予備審査の実施

企画提案者が多数の場合、プレゼンテーションを実施する前に、予備審査（書類審査）を行う場合がある。その場合、予備審査で優秀な提案とされた企画提案者のみがプレゼンテーションに参加できる。

なお、予備審査を実施した場合は、その結果を全ての企画提案者に対して電子メールにより通知する。

(3) プrezentation

原則としてオンラインで実施する。

実施日時	令和5年7月5日（水）を予定 ※参加者数が決定次第、具体的日時を調整した上で別途連絡。
時 間	45分程度（企画提案の説明：30分以内、質疑応答：15分程度）
準備物	<ul style="list-style-type: none">企画提案者側のオンライン会議に必要なインターネット通信環境及び機材（パソコン、カメラ、マイク等）は、企画提案者において用意すること。
備 考	<ul style="list-style-type: none">オンライン会議は、本財団が指定するライセンスを使用して実施する。企画提案者側でのライセンス取得は不要。提出した提案書を使用してプレゼンテーションを実施し、提案内容を説明すること。別途必要と認める場合は追加資料の提出を求める場合がある。応募が1社の場合でも、プレゼンテーションを実施し、審査を行うものとする。担当者と調整の上、事前に接続テストを実施する。

(4) 審査基準

別添「審査項目及び評価基準」のとおり

(5) 最優秀提案者の決定

審査委員会の委員が、提出された企画提案書について、プレゼンテーションの内容を踏まえた上で審査基準に基づき採点し、審査において60%を超える合計点を得た者のうち、最も合計点の高かった者を最優秀提案者として1者を選定する。

なお、最優秀提案者以外の者についても、順位付けを行う。

10 審査の結果

審査結果は提案者全者に対して文書で通知を行うが、結果に係る説明は行わない。

11 契約の締結

選定された最優秀提案者（契約候補者）と本財団とが協議し、随意契約により本業務委託の手続きを行う。仕様書の内容は、提案された内容が基本とはなるが、採用になった案について、本財団との協議により必要に応じて内容を変更した上で、契約を締結することもあるものとする。

なお、協議が不調なときは、審査の結果が上位の者から順に契約締結の協議を行う。

12 失格事項

以下のいずれかに該当する場合は失格となる

- (1) 提出書類が期限までに提出されなかつた場合
- (2) 提出書類に虚偽の内容を記載した場合
- (3) 審査の公平性に影響を与える行為があつた場合
- (4) この要項に違反すると認められる場合
- (5) その他担当者があらかじめ指示した事項に違反した場合

13 その他留意事項

- (1) 提案書等の作成、提出など提案に要する経費は、全て提案者の負担とする。
- (2) 提出された書類は審査等のため、必要な範囲において複製することがある。
- (3) 委託業者が決定され次第、当該業者は、参考見積書とは別に正式な見積書を提出すること。
- (4) 提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものに係る責任は、全て提案者が負うものとする。
- (5) この手続に参加した者が業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領に基づく参加停止を受けることとなつた場合は、審査の対象とせず、又は契約の締結を行わないことがある。

14 問い合わせ先

一般財団法人山口県デジタル技術振興財団

〒753-0077 山口市熊野町1-10

TEL:083-921-1125 FAX:083-921-0700 E-mail: npy001@stellar.meon.ne.jp

以上